

ホワイトスペースを活用したエリア放送型システムに係る制度整備案（技術関係）の概要

1 省令関係

- (1) 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案

エリア放送を行う地上一般放送局について、空中線電力を一セグメントあたり十ミリワット以下とするとともに周波数の許容偏差や占有周波数帯幅の許容値等の無線設備の技術基準について、関係規定を整備する。

- (2) 特定無線設備に技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案

エリア放送を行う地上一般放送局を技術基準適合証明の対象となる特定無線設備とし、関係規定を整備する。

- (3) 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を改正する省令案

エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備について、登録検査等事業者等が行う点検の実施項目を規定する等、関係規定を整備する。

2 告示関係

- (1) 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成二年郵政省告示第二百四十号）の一部を改正する告示案

エリア放送を行う地上一般放送局の操作では無線従事者資格を不要とする旨を規定する。

- (2) 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成二十三年総務省告示第二百七十九号）の一部を改正する告示案

エリア放送を行う地上一般放送局について、登録検査等事業者等が行う無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を整備する。

3 訓令関係

- 電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）の一部を改正する訓令案
エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備に係る技術基準を規定する。